

ご説明資料

平成20年度の業務の実施状況等のご報告

平成21年7月21日



(平成21年3月31日現在)

- **設立** 昭和11年10月8日(平成20年10月1日株式会社化)
- **店舗数** 102店舗(国内99店舗・全都道府県に配置、海外3店舗)
- **職員数** 4,247名
- **資本金** 2,186億円
うち政府出資 1,016億円(46.5%) * 特別準備金 4,008億円
民間出資 1,170億円(53.5%)
* 7月 危機対応準備金1,500億円出資
- **民間出資者数** 約25,000の中小企業組合と3,000強の構成員中小企業等
- **資金調達** 債券 6兆4,057億円、預金 3兆1,125億円など
- **資金運用** 貸出金 9兆1,612億円
うち長期運転資金 4兆4,824億円、設備資金 2兆1,822億円
短期運転資金 2兆4,965億円
- **貸出取引先数** 約7万先(所属中小企業組合及びその構成員中小企業等)
うち商工中金を主要取引先金融機関とする企業等数 約2万1千先
- **業務内容** 融資業務、預金業務、為替業務、
債券業務、証券業務、国際業務、M&A支援業務、事業承継支援業務 他
子会社によるコンサルティングサービス、リースサービス 他

(1)平成20年度業務の実施状況

●中小企業を巡る金融・経済環境

○中小企業の景況は、昨年秋以降急激に悪化。1月に、過去の不況期を著しく下回る過去最低値を記録。その後、悪化の急激さは緩和するも、なお、深刻な状況が継続。

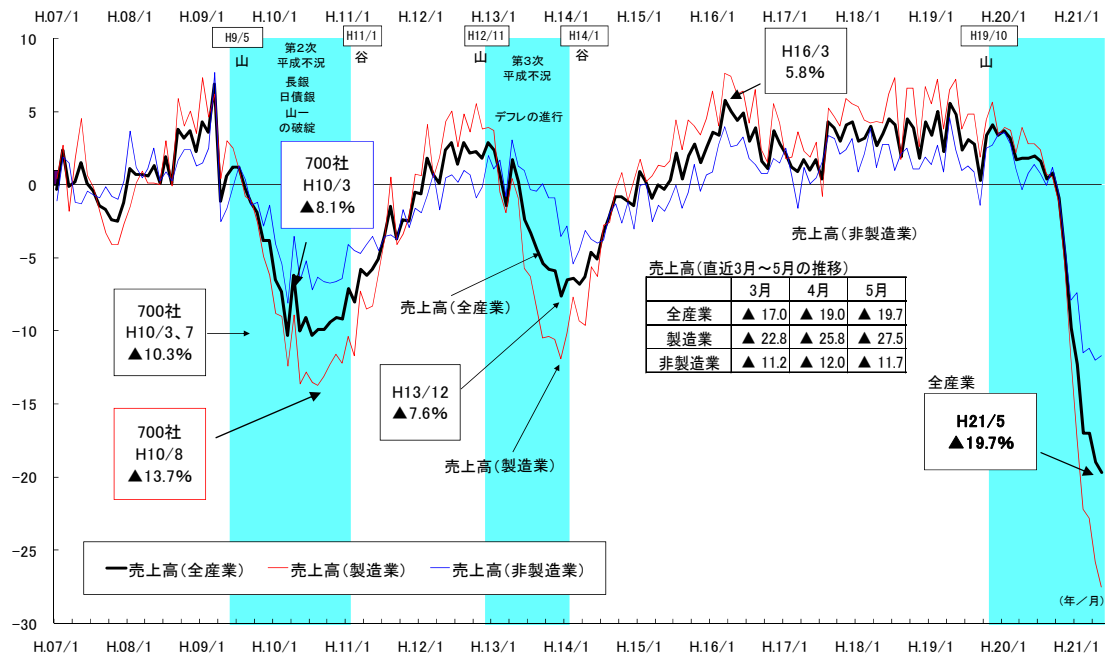
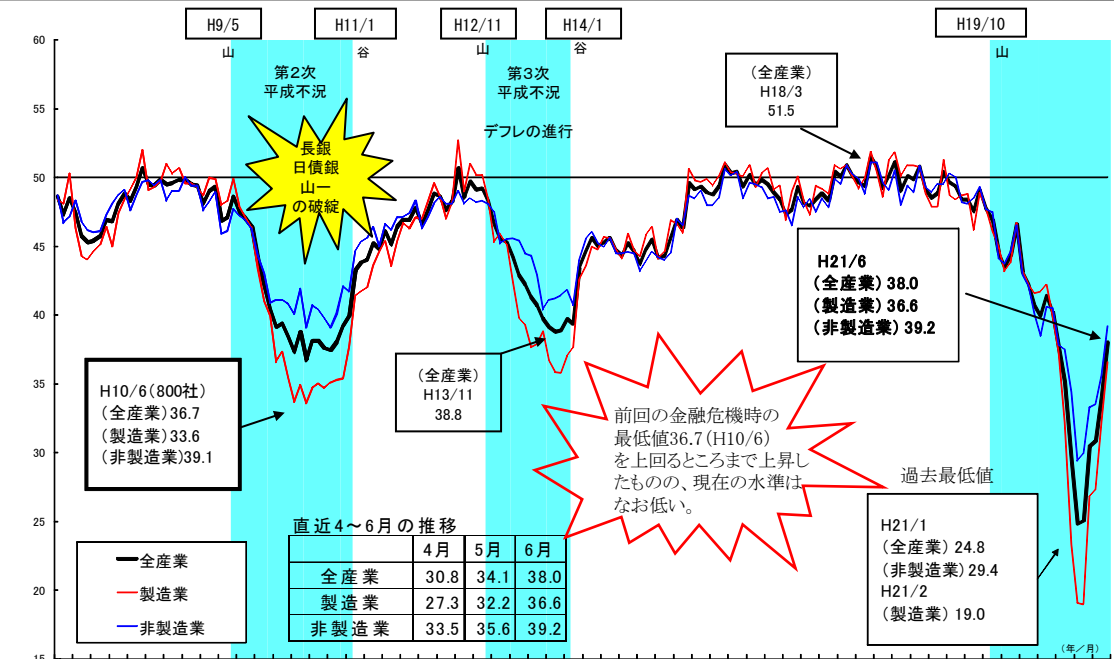
○売上高は、20年10月にマイナスに転じた後、21年1月から5カ月連続で過去最大のマイナス幅。

中小企業の景況判断指数（上段）

- ・景況判断指数 = { (「好転」企業数 × 1 + 「不変」企業数 × 0.5) ÷ 調査対象企業数 } × 100
 指数が50を上回ってれば調査対象企業群の景況判断が前月より「好転」したことを表し、50を下回ってれば景況判断が前月より「悪化」したことを表す。
- ・1,000社調査（12年6月以降）

中小企業の売上高（下段）

- ・前年同月比増加率
- ・建設・不動産を除く900社調査（12年5月以降）



(資料) 商工中金『中小企業月次景況観測』

(1)平成20年度業務の実施状況

●平成20年度の主な取組み

◎20年10月に株式会社に転換(新商工中金)

⇒中小企業に対するフルバンキング機能を一層拡充し、下記の取組みを推進。

◎株式会社化と相前後して、金融危機の発生ー中小企業の経営環境は、前例のない急激な落ち込み。

⇒危機対応業務に全組織を挙げて取組み、中小企業の厳しい資金繰りを支援。(詳細は後述)

1 長期的な取引スタンスに基づく安定的な資金供給とセーフティネット機能の発揮

- 中小企業の皆様との日常的な取引を通じて、財務だけでなく、業務や技術の内容、経営者の手腕や方針など、経営の実態を熟知しながら、長期にわたる安定的な取引スタンスに基づく資金供給に努めました。
- 金融危機後は、危機対応業務によるセーフティネット機能の発揮に全力。

2 中小企業のライフステージに応じた多様なソリューションの提供

- 中小企業のライフステージに応じた多様なニーズに対し、創業支援・シンジケートローン・私募債・デリバティブ・国際業務・再生支援など、ソリューションビジネスへの取組みを強化しました。

創業ステージにある中小企業支援 3,995億円	シンジケートローンの主幹事 1,437億円	中小企業等の海外展開支援 295件	再生支援協議会等と連携した再生支援 87件
----------------------------	--------------------------	----------------------	--------------------------

*20年度実績

3 企業間連携とネットワーク化の支援

- 協同組合の共同経済事業や金融事業の実施などを継続して支援するほか、その他の企業間連携、農商工連携も支援。中小企業団体中央会、商工会議所等との協調・連携も強化しました。

4 資金調達基盤の拡充、健全な経営基盤の構築、内部態勢整備

- 使命実現を支える取組みとして、定期預金を組み込んだ「総合口座」の取扱いを個人向けに開始するなど資金調達基盤の拡充、業務の効率化等に努めました。

(1)平成20年度業務の実施状況

●平成20年度業績の概要

金額単位:億円

	19年度	20年度 (通期)	20年度	
			20/9期	21/3期
業務粗利益	1,409	1,319	618	701
コア業務粗利益	1,426	1,334	674	659
経費	724	748	366	381
業務純益(一般貸引繰入前)	685	571	251	319
一般貸倒引当金繰入額・戻入益(▲)a	▲ 18	27	27	0
臨時損失	531	649	267	382
不良債権処理額b	533	658	263	394
経常利益	172	▲ 106	▲ 43	▲ 62
特別損益	▲ 34	1	▲ 1	3
法人税、住民税及び事業税	3	8	7	1
法人税等調整額	▲ 84	▲ 104	▲ 81	▲ 23
当期純利益	218	▲ 8	28	▲ 37
与信費用(a+b)	514	685	290	395
自己資本比率	8.80%	8.92%	8.94%	8.92%

20年度の業績のポイント

- ②業務粗利益[▲90億円]
債券市場の混乱により、商工債のクーポンが上昇するなどの影響を受け減少。
- ③経費[+24億円]
継続的に削減に努めるも、株式会社化に伴う関連費用が発生したため増加。
- ①与信費用[+171億円]
中小企業等を巡る環境が悪化し、企業の業績低迷・悪化、倒産等により増加。

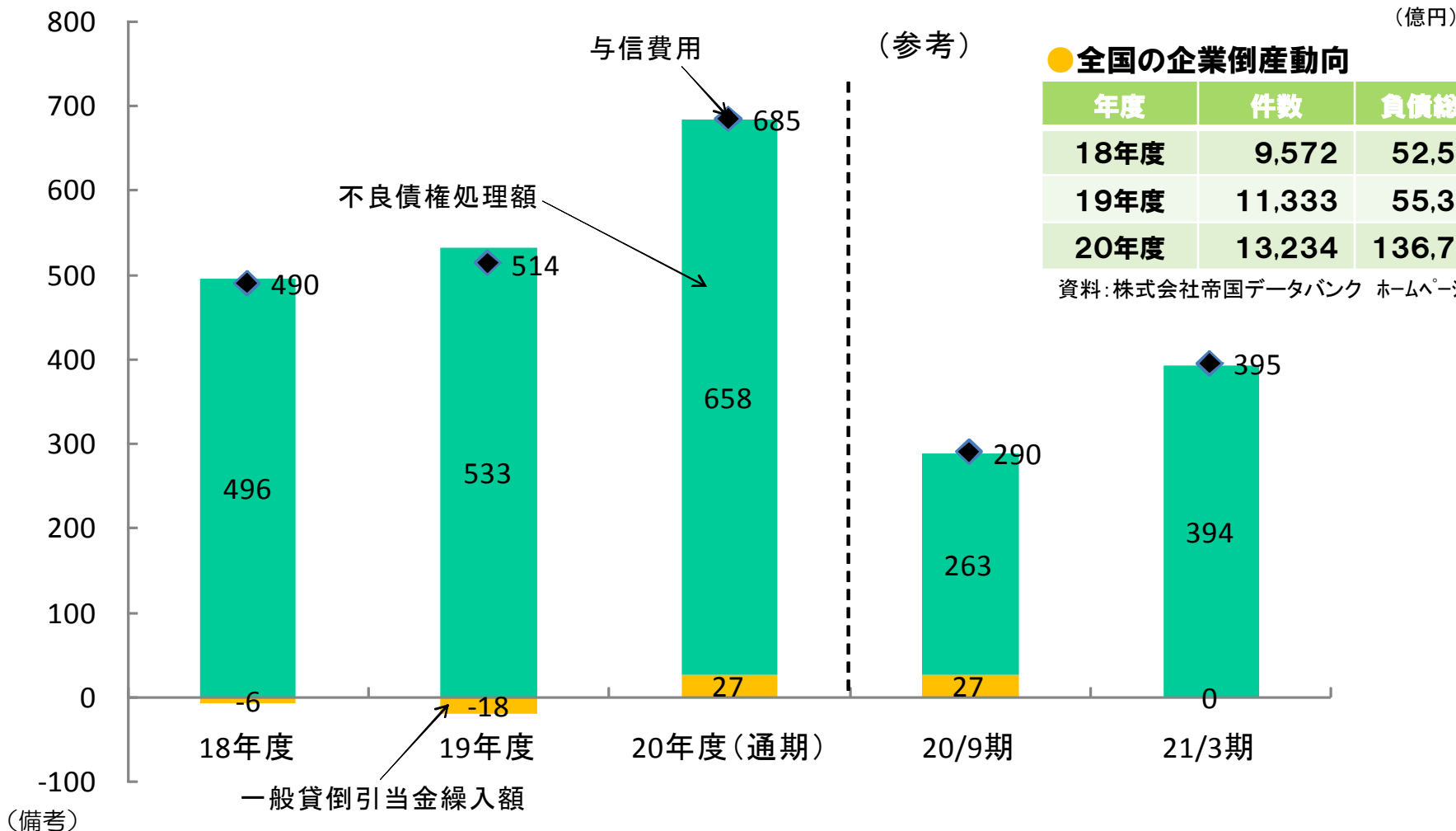
(備考)

- ・コア業務粗利益は、業務粗利益から債券売却損益を控除したものの。
- ・臨時損失は臨時収益控除後。

(1)平成20年度業務の実施状況

●①与信費用の推移

○中小企業等を巡る環境が悪化し、企業の業績低迷・悪化、倒産等により、20年度の与信費用は、19年度比で171億円増加。特に下期の増加が著しい。



・不良債権処理額とは、個別貸倒引当金繰入額に、貸出金償却額等を加えたもの。

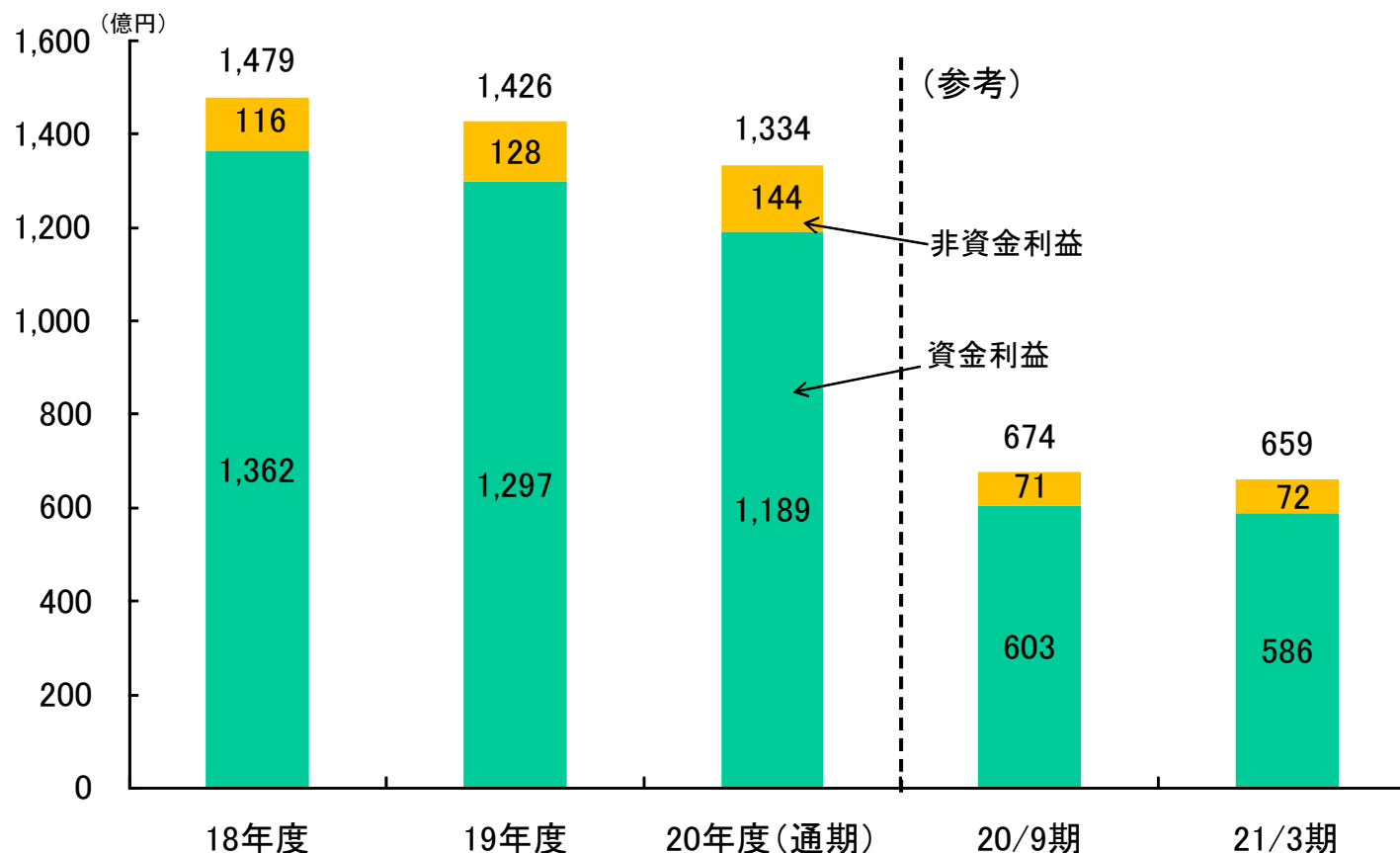
(1)平成20年度業務の実施状況

●②コア業務粗利益の推移

○昨年秋口以降の債券市場の混乱により商工債のクーポンが上昇するなどの影響を受けたため、調達コストが上昇、貸出利鞘が縮小し、20年度の資金利益は減少。

○これに対して、非資金利益*は、中小企業等の多様な経営ニーズへの的確な対応に努め、役務取引等を拡大したことにより、増加。

(*非資金利益とは、為替手数料、シンジケートローンに係る手数料、デリバティブに係る収益等で構成。)

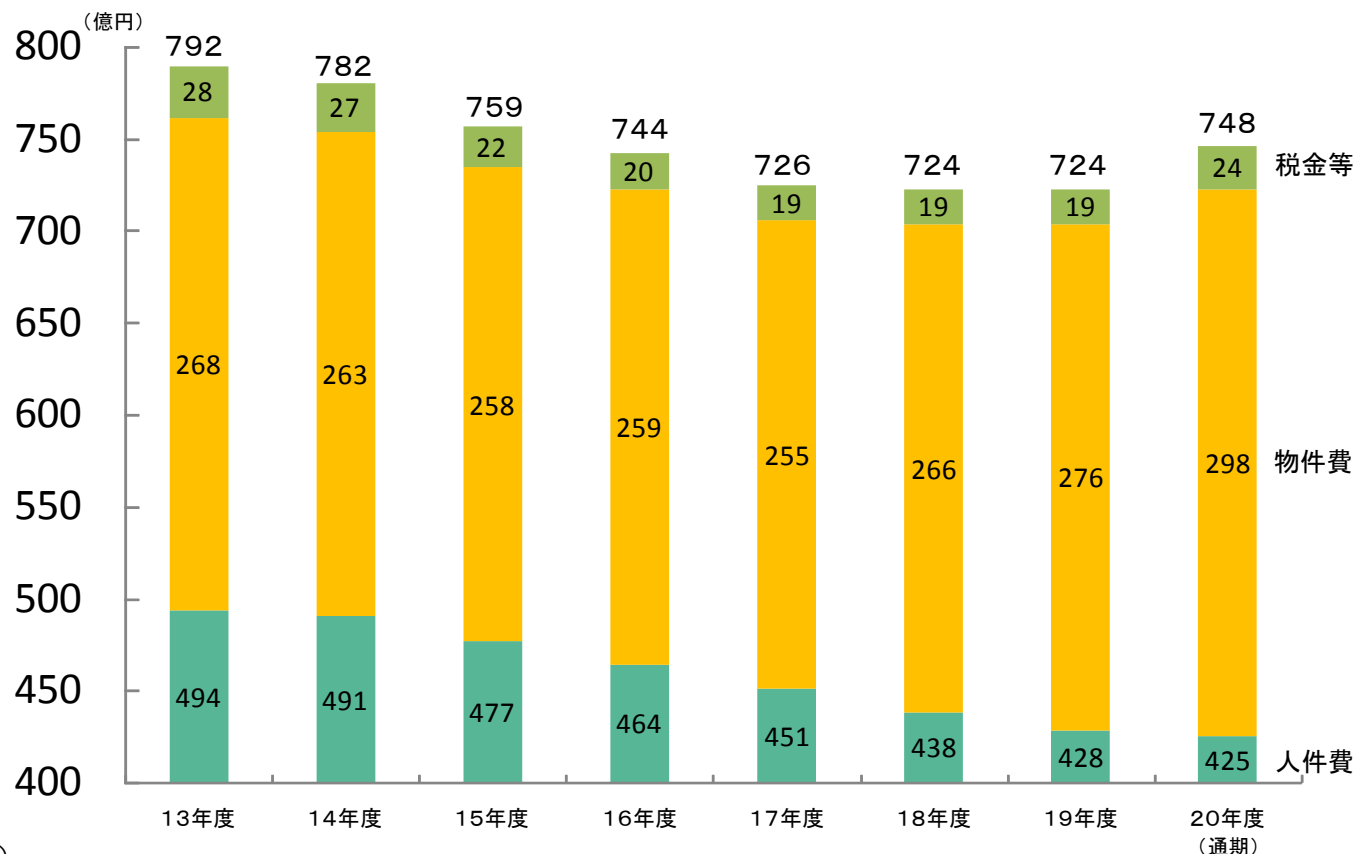


(1)平成20年度業務の実施状況

●③経費の推移

○従来より、持続的に業務効率化に努め、経費を削減(平成3年度のピーク比で▲372億円)。

○ただ、20年度は、預金保険料や、看板等変更費用、システム開発費用、事業税の負担増等の株式会社化に伴う関連費用の発生により、19年度比で24億円増加。

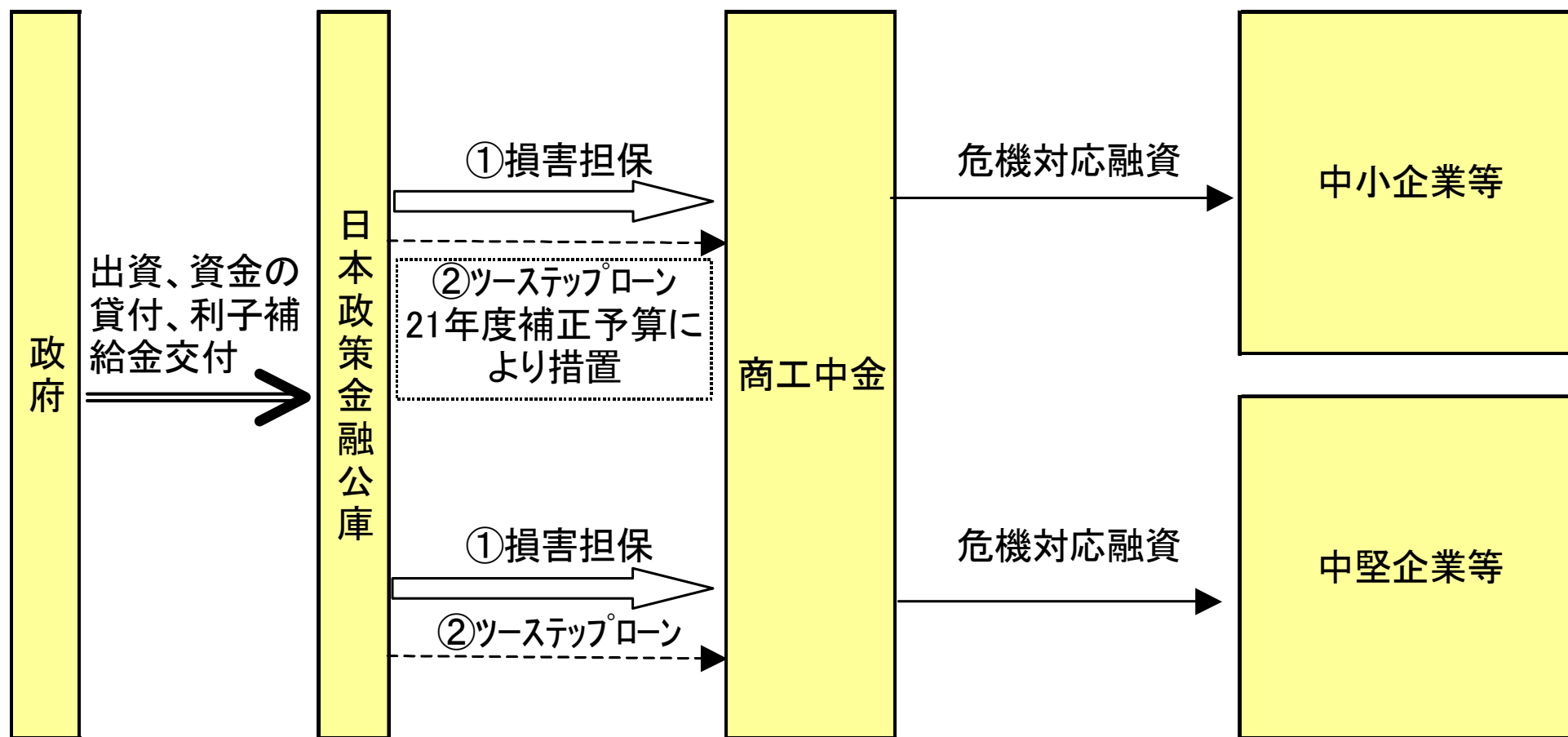


(備考)

- ・経費のピークは、平成3年度1,120億円。
- ・物件費の内容は、賃借料等の固定資産関係費用、業務委託費、預金保険料(20年度下期)など。

(2) 金融危機への対応(金融危機発生後は、危機対応業務に全力)

● 危機対応業務の概要



○商工中金は、法定のみなし指定金融機関として、危機対応業務を実施

①損害担保…日本政策金融公庫から一部補償（元金の70%または80%）を受けて必要資金を融資するスキーム

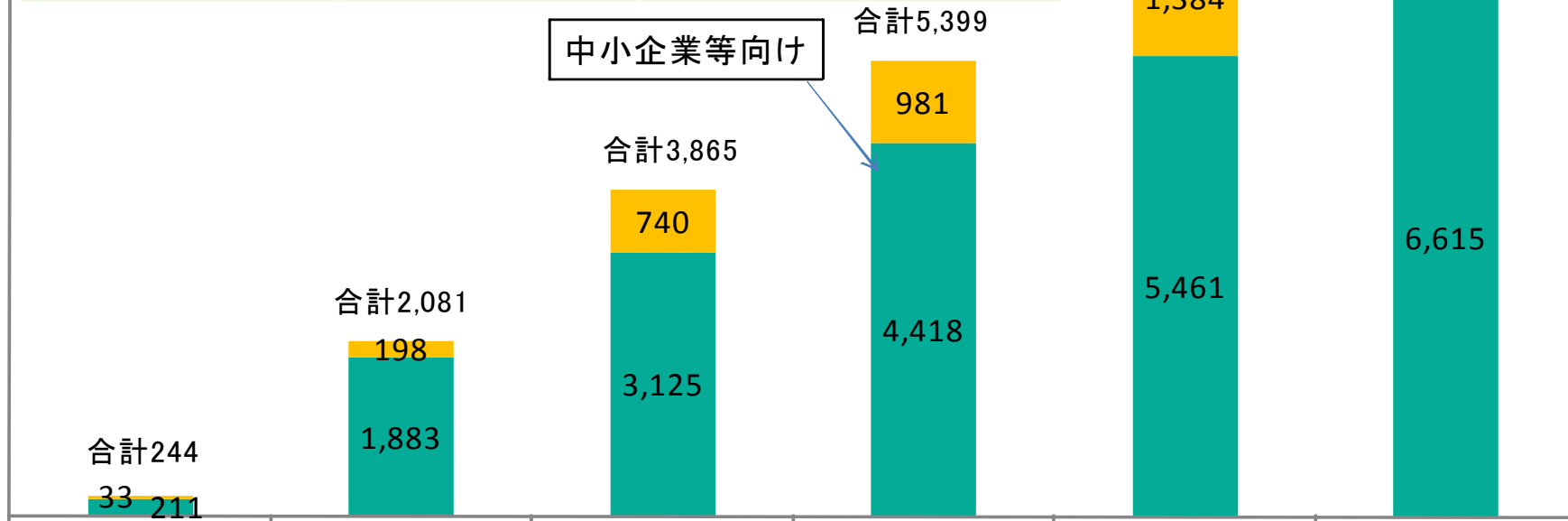
②ツーステップローン…日本政策金融公庫から資金調達をして必要資金を融資するスキーム

(2) 金融危機への対応(実績)

危機対応貸出の実績累計(億円)

● 事業規模

	20年度2次補正 (21年1月27日成立)	21年度補正 (21年5月29日成立)
中小企業等向け	0.9兆円	3.3兆円(+2.4兆円)
中堅企業等向け	0.3兆円 →	0.9兆円(+0.6兆円)
合計	1.2兆円	4.2兆円(+3.0兆円)



単月実績

月	中堅企業等向け	中小企業等向け	合計
10月~1月			
2月	165	1,672	1,837
3月	542	1,242	1,784
4月	241	1,293	1,534
5月	403	1,043	1,446
6月	873	1,154	2,027

(2) 金融危機への対応(現場での取り組み、普及広報活動)

○「特別相談窓口」を全国の営業店に設置し、中小企業・中堅事業等からの相談に懇切に対応するほか、以下のように制度の普及広報活動にも努め、本支店一体となって、全力を挙げて、危機対応業務に取り組んでおります。

危機対応業務説明会の開催

- 地方公共団体、中小企業団体中央会、中小企業組合等と連携し、全国各地で危機対応業務についての説明会を開催(開催数 633回、参加者数 約2万1千人)。

危機対応業務パンフレットの配布

- 危機対応業務についてのパンフレットを10万部印刷し(本年2月)、取引先等に配布・説明。
- 21年度補正予算による拡充後、新たにパンフレットを10万部増刷し(本年7月)、取引先等に配布・説明。

危機対応業務の説明を掲載したミニディスクロージャー誌の全株主への配布

- 危機対応業務の説明を掲載したミニディスクロージャー誌を作成し、中小企業組合等の全株主(約2万8千先)に送付(本年6月)。更に、それを通じて傘下の全国300万組合員が制度を知りうるよう一層の普及活動に注力。

(2) 金融危機への対応(商工中金法改正)

● 中小企業者及び中堅事業者等に対する資金供給の円滑化を図るための株式会社商工組合中央金庫法等の一部を改正する法律(平成21年法律第54号 6月19日公布・施行)の概要

危機対応準備金の創設

- 危機対応業務の円滑な実施のために必要な財政基盤の確保に資するものとして、危機対応準備金が創設され、政府から1,500億円を出資。

(* 危機対応準備金は、自己資本比率算定上の中核的自己資本(Tier I)に該当。)

その他

- 政府は、その保有する株式を「平成24年4月1日から起算して」おおむね5～7年後を目途として、全て処分する。(従前は「平成20年10月1日から起算して」とされていたものを改正)
- 政府は、平成23年度末を目途として、危機対応準備金への出資の状況、危機対応業務の実施の状況、商工中金の財政基盤、株主となる中小企業団体及びその構成員の資金の余力、社会経済情勢の変化等を勘案し、商工中金による危機対応業務の在り方、政府保有株式の処分の在り方及び商工中金に対する国の関与の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。措置が講ぜられるまでの間、政府保有株式の処分は行わない。

(3)平成21年度の業務方針

1 セーフティネット機能の発揮

- 引き続き、中小企業にとって極めて厳しい経済環境が続く中、危機対応業務に全力を挙げて取り組みます。

2 経営課題の解決に向けた質の高いソリューションの提供

- 資金面の支援に留まることなく、中小企業等が抱える経営課題の解決に向け、当金庫の総合金融機能(フルバンキング機能)を発揮し、質の高いソリューションを提供する等、全力でサポートします。

3 経営改善計画の策定や実行支援の強化

- 経営改善が必要な中小企業等に対しては、経営改善計画の策定・実行の支援を一層強化し、DDSやDES等多様な金融手法を活用した再生支援にも積極的に取り組みます。

4 一層の経営合理化

- 引き続き、中小企業等に良質な資金を供給していくため、個人・法人預金を主体に資金調達基盤拡充に向けた取組みを一層強化します。
- また、限られた経営資源を最大限有効に活用する観点から、業務の効率化、経費の削減など一層の経営合理化に不断に取り組みます。